

□ 県庁舎再整備の推進について

令和8年6月16日

総務部 県庁舎整備プロジェクト室 新庁舎企画課



目次

- 1 新庁舎等整備の推進・・・・・・・・・・・・・・・・P2
- 2 暫定的な本庁舎再編・・・・・・・・・・・・・・・・P18

1. 新庁舎等整備の推進 (1) 基本構想の策定(R7.12)

県政の中核拠点である県庁舎や、芸術文化など県民活動を支える県民交流機能の再整備に加え、神戸都心エリアの活性化に資する、モトキタエリアのにぎわい創出の基本的な考え方を示す、新庁舎等整備プロジェクト基本構想を策定。

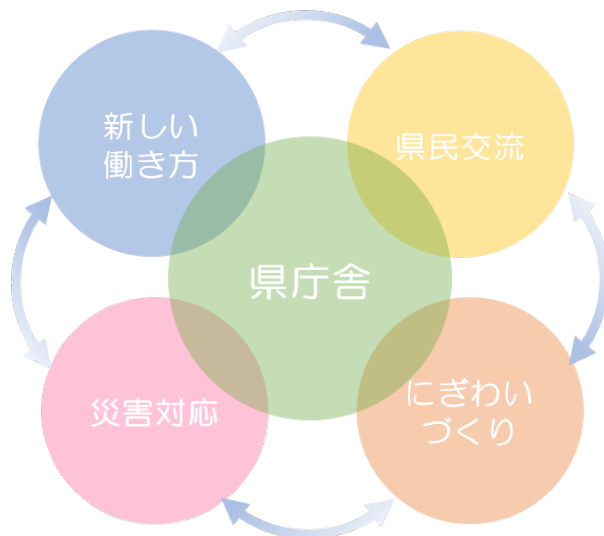
経緯

- R元年6月に「県庁舎等再整備基本構想」を策定したが、新型コロナを契機とした働き方の変化や、建設費の高騰などの社会経済情勢の変化を踏まえ、事業を一旦凍結
- 県庁舎のあり方等について見直しを行い、今回新たに基本構想を策定

基本理念

安全・共創・交流の拠点 ～県民の未来を支える県庁舎へ～

- 5つの視点で**必要な機能が相互に連携し、補完し合うことで整備を最適化**
- 県民交流機能を備え、県民に開かれた県庁舎と、神戸都心エリアの回遊拠点としてのにぎわい機能が**相乗効果を発揮し、県庁周辺エリアの交流や活性化を推進**



1 機能的でコンパクトな県庁舎へ

2 「生産性の向上」と「職員のウェルビーイングの実現」を両立し働きたくなる県庁へ

3 震災の経験と教訓を継承しフェーズフリーなデザインの災害対応拠点へ

4 旧県民会館の理念を継承する芸術文化や県民活動を支える交流拠点へ

5 周辺住民と来街者が協調・共存する品格とにぎわいのあるエリア「もっと来たい"モトキタ"」の拠点へ

1. 新庁舎等整備の推進 (1) 基本構想の策定(R7.12)

新庁舎等の概算規模・事業費

①規模 1～3号館、旧県民会館の必要面積を試算

区分	現状	整備後	増減
行政部門	66,644㎡	約63,500㎡	▲3,144㎡
議会部門	12,597㎡	約11,500㎡	▲1,097㎡
県民交流部門	15,082㎡	約6,500㎡	▲8,582㎡
駐車場	8,424㎡	約10,500㎡	+2,076㎡
合計	102,747㎡	約92,000㎡	▲10,747㎡

<考え方>

- ・庁舎と県民交流機能を合築し、重複するスペースを共有化・合理化
- ・災害時の受援スペースを新たに確保（平時も有効活用）
- ・従前計画で予定していた県関係団体の集約は見直し
- ・ホールやギャラリーはニースや周辺施設との役割分担を踏まえて精査

※再整備面積

約92,000㎡ - 28,307㎡（3号館） ≒ 約64,000㎡

②事業費 ※今後の物価変動等に応じて、各段階で適切に見直し

約650億円

新庁舎等の

- ・設計費
- ・建設工事費
- ・既存建物の除却費

有利な財源の活用

▲約90億円

(想定効果額)

実質負担額 約560億円

整備手法の工夫により、
国庫や交付税措置のある起債を
効果的に活用

(参考) 関連経費

職員の早期の安全確保として実施する民間オフィスへの移転経費や、3号館議会フロアの行政フロア改修経費など新庁舎等整備に関連した経費として、別途に約160億円を想定

1. 新庁舎等整備の推進 (2) 基本計画の検討

基本計画策定支援事業者の決定

基本構想策定後、令和7年12月から令和8年3月にかけて公募型プロポーザルを実施。受託者選定委員会による審議の結果、下記のとおり**事業者を選定し、令和8年3月30日付けで業務委託契約を締結**。

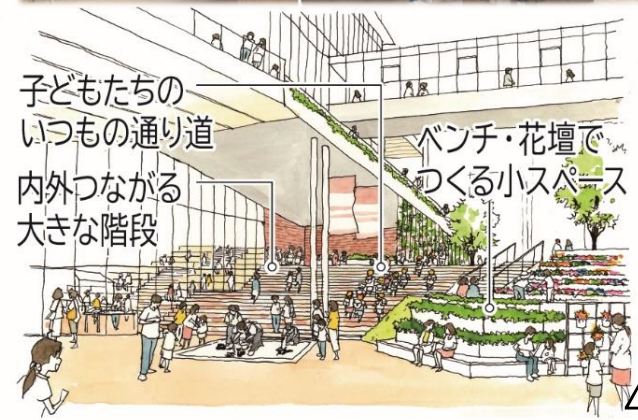
契約相手方 : 昭和設計・NTTファシリティーズ設計共同体
契約金額 : 72,600,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む)
契約期間 : 令和8年3月30日から令和9年3月31日まで



○受託事業者の提案概要

- 中高層部は、新しい働き方や多様なコミュニケーションを実現するため、**広いフロアを確保**
- 1フロアを広くすることにより、**建物高さを抑え、維持管理費や景観に配慮**
- 災害対策拠点機能を維持するインフラ確保、大地震時に業務継続を可能とする免振構造を庁舎に採用
- 1階ロビーには、地形を活かした屋内外をつなぐ座れる大階段や大型のデジタルサイネージを備え、**県内各地の魅力を発信するPRゾーン「ごこくホール」**を設ける
- 庁舎前には、「ごこくホール」と一体で活用できる、**県民活動の拠点となる「ごこくひろば」**を整備

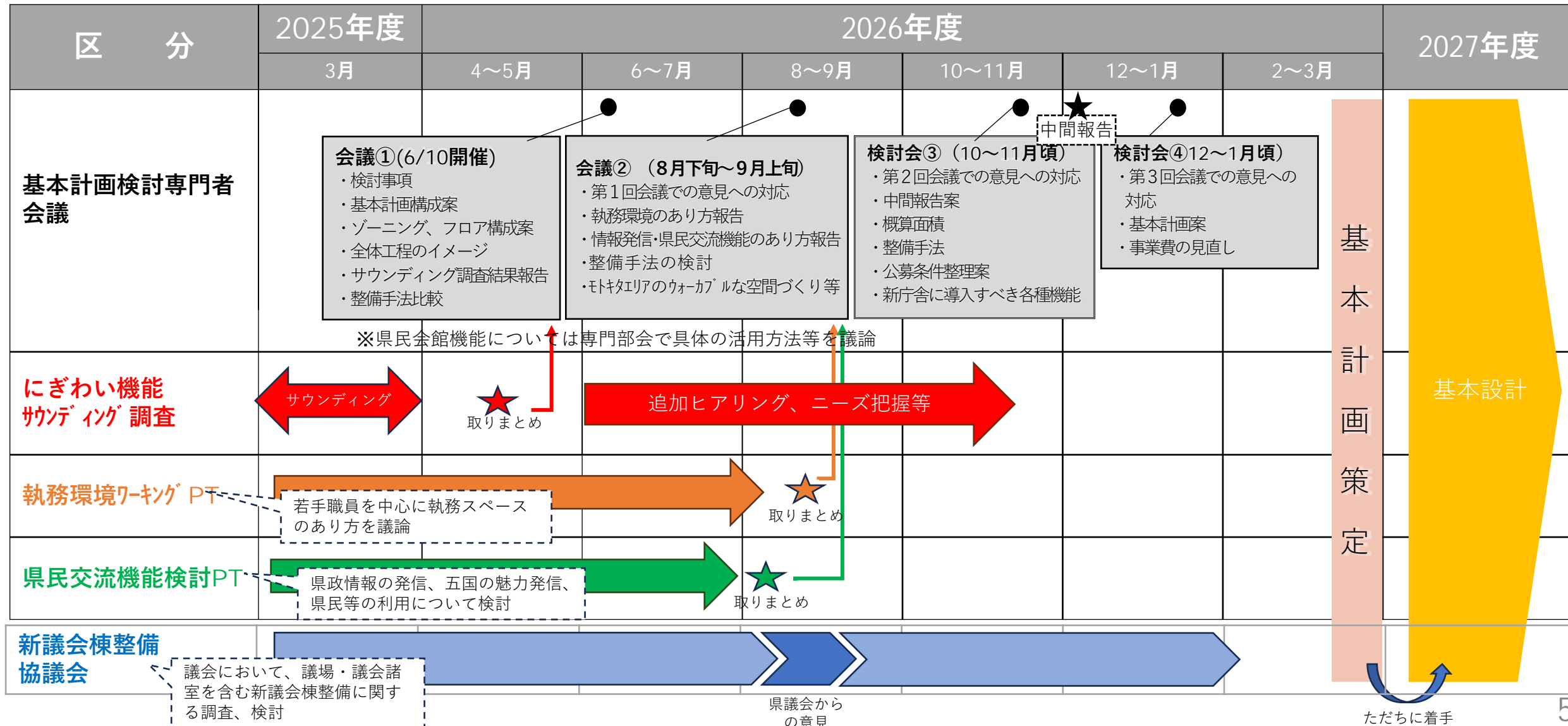
※ 提案内容は本プロポーザルに際して提出されたものであり、具体的には基本計画の中で検討



1. 新庁舎等整備の推進 (2) 基本計画の検討

検討の進め方

有識者による専門者会議のほか、以下のとおりPTを開催。今秋目途に中間報告を取りまとめた後、令和8年度末に基本計画を策定



1. 新庁舎等整備の推進 (2) 基本計画の検討

「基本計画検討専門者会議」の設置

趣 旨

昨年12月に策定した基本構想の内容を具体化する基本計画を策定するに当たり、基本構想との整合及び各専門分野の観点から助言をいただく。

検討事項

基本計画及び計画策定に必要な事項に関すること

基本構想との整合性の観点

県庁舎のあり方等に関する検討会での議論等を踏まえ、具体的な検討内容を基本計画に反映

※検討会:全5回、新しい働き方部会:全3回、にぎわいづくり部会:全3回

専門的観点

行政運営、景観、都市計画、建築計画、危機管理等、委員が有する専門的観点からの意見を基本計画に反映

時 期 ①6月10日 ②8月下旬 ③10月下旬～11月頃 ④12月～1月頃 計4回を予定

実施済

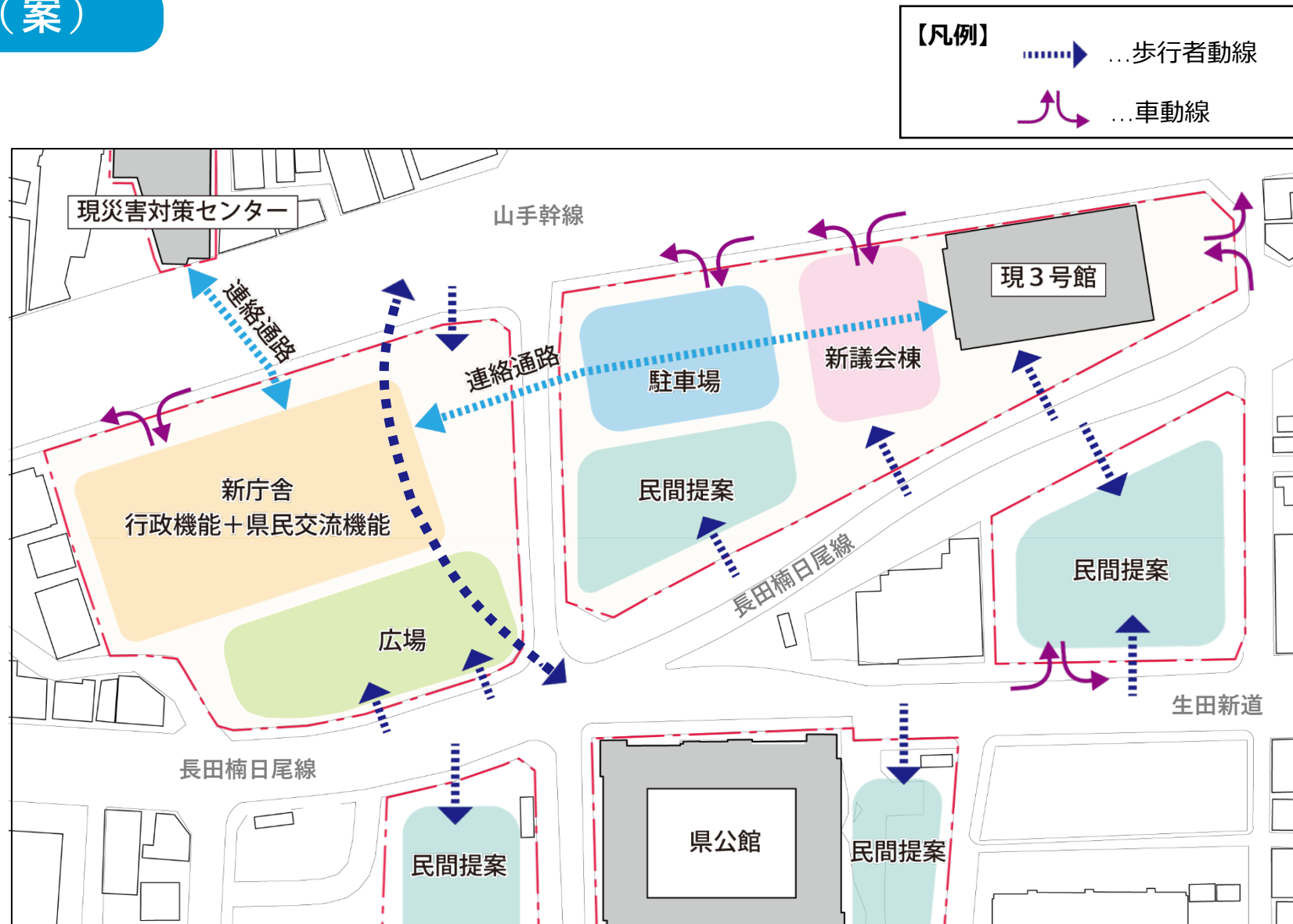


【第1回基本計画検討専門者会議（6/10開催）】

1. 新庁舎等整備の推進 (2) 基本計画の検討

新庁舎等敷地のゾーニング (案)

- 下記の観点から、新庁舎棟及び広場は敷地面積を十分に確保できる現1号館跡地に整備する。
 - ①災害時等のフェーズフリーな活用、新しい働き方を踏まえたフレキシブルな活用を可能にする1フロア面積の確保
 - ②道路からアクセスしやすく、新庁舎ロビー空間と一体的に活用できるオープンな広場の整備
- 敷地内では南北に通り抜ける歩行者動線を確保する。
- 新議会棟、駐車場棟は現2号館敷地に整備し、各棟をバリアフリーな連絡通路で接続する。
- 県庁前交差点を中心としたウォーカブルな空間を整備し、歩行者動線は長田楠日尾線・生田新道側から、車動線は山手幹線側からを基本とする。

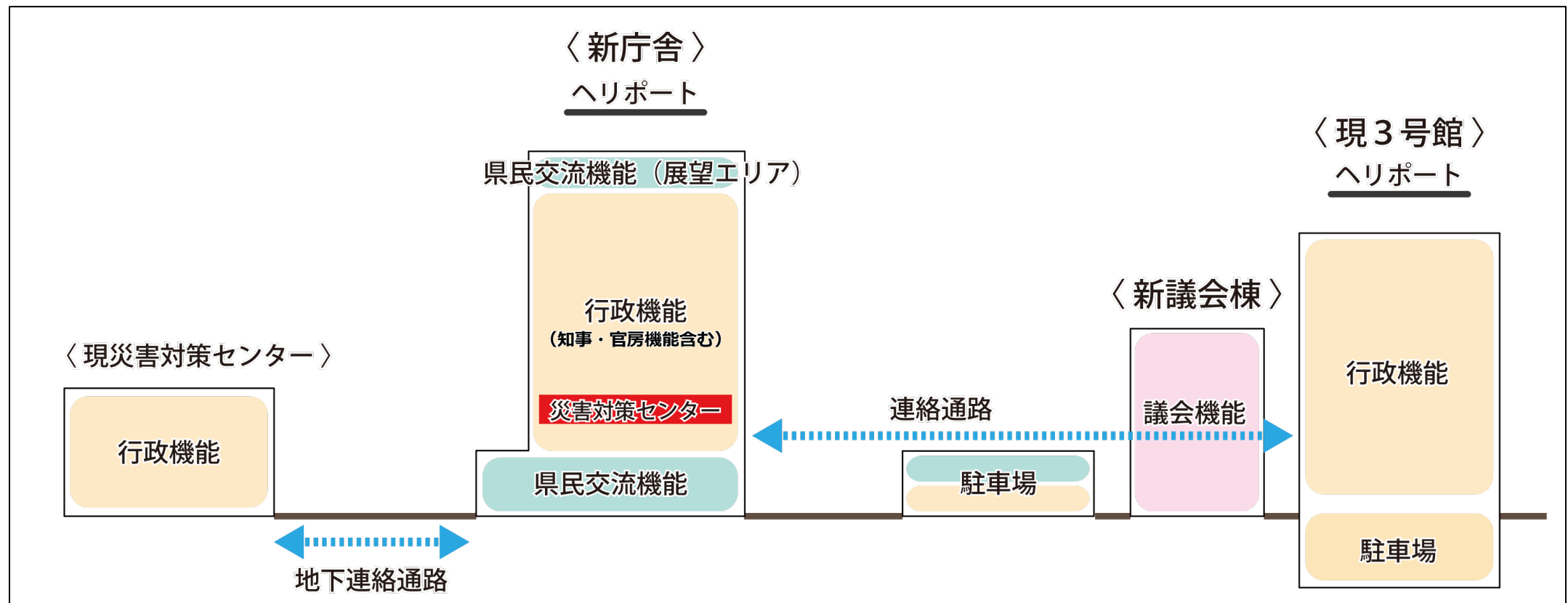


至JR・阪神元町駅

1. 新庁舎等整備の推進 (2) 基本計画の検討

新庁舎・県民交流機能等のフロア構成 (案)

- 県民交流機能を低層部と最上階に配置 (公共施設として、土日祝も解放)
- 行政部門のうち、災害対応に必要な機能を現災害対策センターから移転し、新庁舎低層部 (県民交流機能の直上階) に配置 (有事の際は、県民交流機能の会議室等も、災害対応スペースとして活用)
- 知事等幹部の執務スペース (官房機能を含む) は、危機管理対応の動線を考慮して新庁舎に配置
- その他、部局間の業務の関連性を考慮して、新庁舎、現3号館、現災害対策センター (次ページ参照) 等へ行政機能を配置



1. 新庁舎等整備の推進 (2) 基本計画の検討

災害対策センター機能の新庁舎への移転について

背景

- 災害対策センターは、平成12年度に災害対策専用庁舎として整備
- 近年、災害対応、被災者支援の高度化・多様化で連携機関が拡大、情報共有の必要性が増大
※能登半島地震では約600人規模の応援があり、執務スペース確保の課題が顕在化

課題等

- 整備後約30年と築年数は比較的浅いが、昨今の危機管理対応に適した構造になっていない
 - ・災害発生時等に具体的な対応を検討するハレーションルームや受援スペースが不足
 - ・迅速な危機管理対応を行う際等に、庁内動線・バリアフリーに課題がある 等

対応案

- 災害対応の強化を図るため、災害対策センター機能を新庁舎で整備する
- 移転後の空きスペースは、他部局が入室することで既存建物を有効活用（全体の庁舎整備面積は増加しない）
※ 現災害対策センターに行政機能を配置するための改修工事は必要

備考

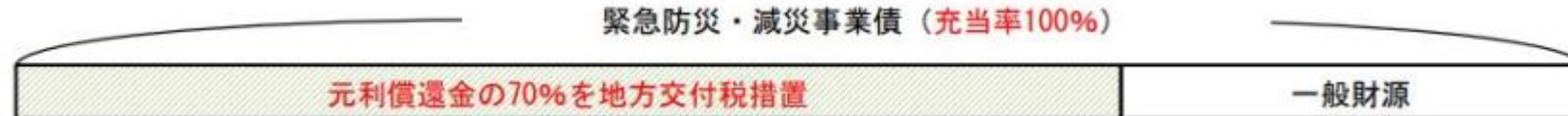
- 危機管理担当執務室等の整備には緊防債を活用する
- 災害時に必要な用途の整備に当たっては、平時においても、有効活用できるよう、フェーズフリーの概念を取り入れ、空間の多目的利用を図る



【現災害対策センター】



【現災害対策本部署】

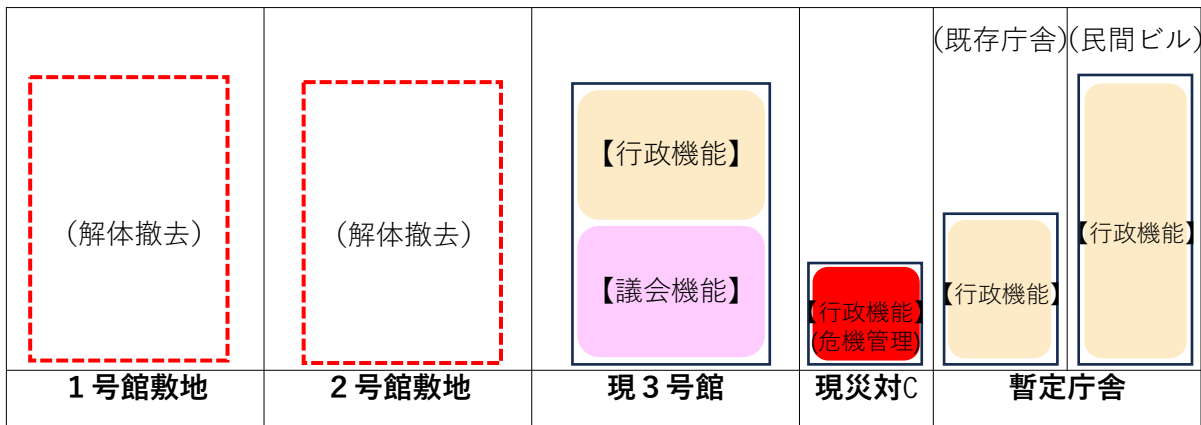


1. 新庁舎等整備の推進 (2) 基本計画の検討

県庁舎整備プロジェクト全体行程 (概略)

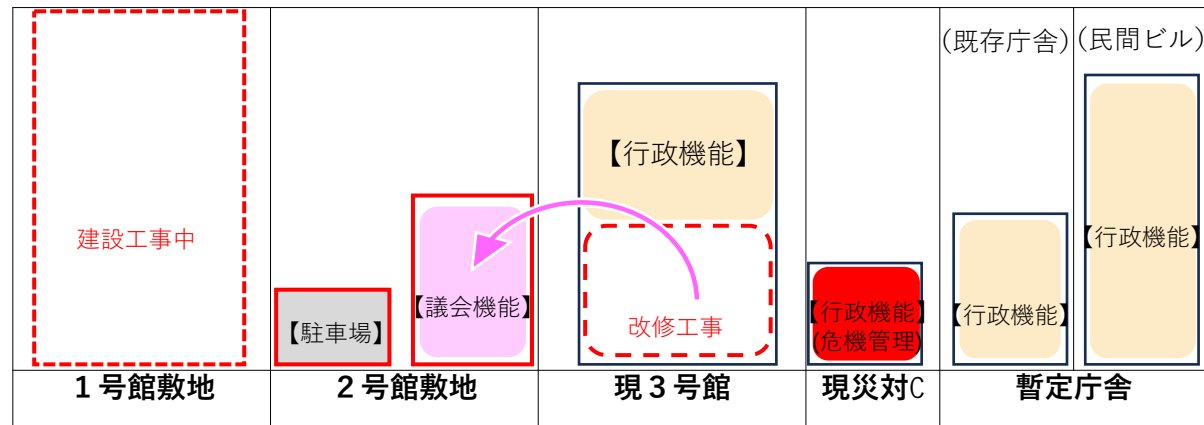
【第1段階】

暫定庁舎移転後に現1・2号館等解体スタート



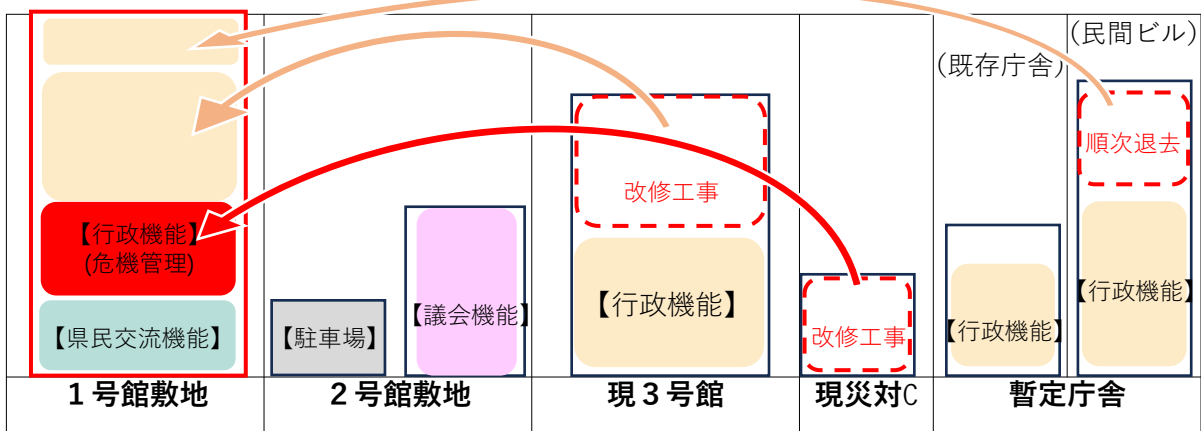
【第2段階】

議会棟・駐車場棟完成、移転後に3号館(議会フロア)改修スタート



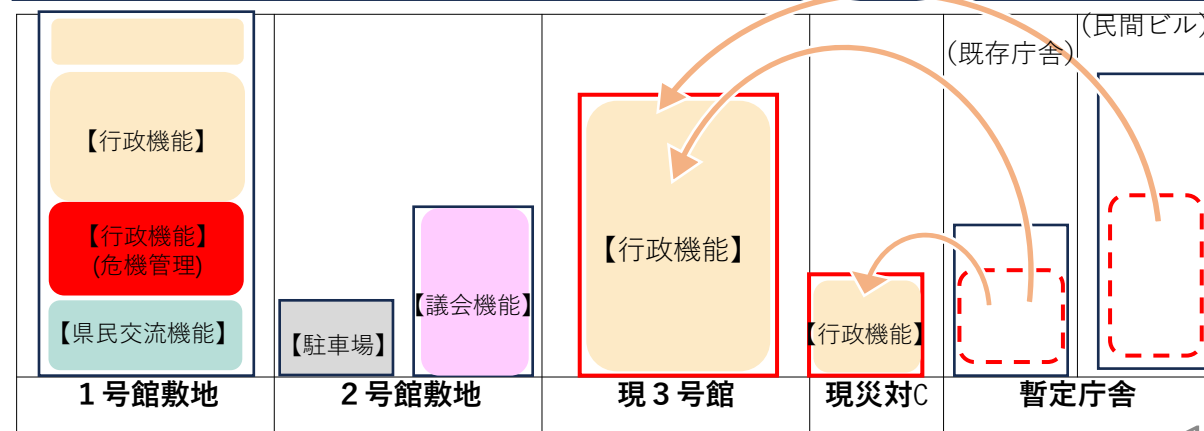
【第3段階】

新庁舎完成、移転後に3号館(行政フロア)・災対センター改修スタート



【第4段階】

暫定移転先から全部局集約完了



1. 新庁舎等整備の推進 (2) 基本計画の検討

整備手法の検討の考え方

施設毎にPPP(官民連携)を含めた様々な手法を比較検討し、諸条件・優先事項を踏まえ、最も適した事業手法を選択する。

区分	分離発注方式	一括発注方式	
	①直営方式 (設計・施工分離発注)	②DB方式 (設計・施工一括発注)	③PFI方式
設計(D)	個別発注 (委託)	一括発注	一括発注
建設(B)	個別発注 (請負)	※運営・維持管理 (Operate) も含め発注する 「DBO方式」もある	※運営・維持管理 (Operate) も含む
資金調達	県	県	民間
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 競争原理によるコストメリットが得やすい 県の意向を最も反映しやすい 資金調達金利が安い 	<ul style="list-style-type: none"> 施工ノウハウや専門技術を反映した合理的な設計によるコスト削減・工期短縮が期待できる 設計から施工への移行がスムーズで事業期間を短縮できる 発注回数の低減により、入札不調リスクを抑制でき、事業期間も短縮できる 県が基本設計まで行う場合、県の意向を一定程度反映できる 資金調達金利が安い 	<ul style="list-style-type: none"> 施工ノウハウや専門技術を反映した合理的な設計によるコスト削減・工期短縮が期待できる 設計から施工への移行がスムーズで事業期間を短縮できる 発注回数の低減により、入札不調リスクを抑制できる 県が基本設計まで行う場合、県の意向を一定程度反映できる 維持管理に配慮した設計が可能 財政支出の平準化が可能
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 施工に関する民間ノウハウが発揮できない 発注業務毎に一定の準備期間が必要 工種別 (建築、設備) に発注するため、入札不調リスクが高まる 	<ul style="list-style-type: none"> 一括受注可能な企業に参入が限定される 性能発注となるため、具体的な仕様にあたり受注者と調整が必要 工事費の妥当性の検証や変更に伴うコスト管理が難しい 	<ul style="list-style-type: none"> 法に定められた手続きが必要 (他方式と比較して、期間が長くなる) 資金回収リスク吸収可能な企業しか参入できない 設計の仕様変更が困難 資金調達金利が高い 性能発注となるため、具体的な仕様にあたり受注者と調整が必要 工事費の妥当性の検証や変更に伴うコスト管理が難しい

1. 新庁舎等整備の推進 (2) 基本計画の検討

代表的な整備手法ごとの整備工程のイメージ (新庁舎棟の場合)

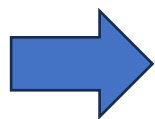
【暫定移転完了】

県の意向を反映させるため、基本設計は県で実施することを想定

新庁舎棟 (1号館跡地)		R8		R9 		R10		R11		R12		R13		R14		R15		R16		
		上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期	
従来方式 <small>(設計施工分離発注)</small>	整備	基本計画		基本設計		契約	実施設計		契約	待機	工期									
	解体	移転		解体工事																
DB方式	整備	基本計画		基本設計		契約	実施設計		工期 (地下解体含む)											
	解体	移転		解体工事 (地下残置)																
PFI方式	整備	基本計画		基本設計 PFI可能性調査		PFI事業者選定・契約				実施設計		工期								
	解体	移転		解体工事																

新庁舎等完成後、
移転や既存庁舎の
改修を実施

- 従来方式は入札が2段階（設計、工事）、DB方式・PFI方式は1段階（設計・工事一括）
- DB方式では、先行する解体工事で地下躯体を残置し、新庁舎工事の中で地下解体することで工期短縮が可能
- 全体の整備工程は、DB方式が最も早くなる見込
- PFI方式は、県が定める事業者選定の手続きで2年の期間を要する



今後、事業者ヒアリングなど詳細な調査を行い、施設毎の発注方法の検討を進める

1. 新庁舎等整備の推進 (2) 基本計画の検討

民間事業者サウンディング(R7実施)

【概要・目的】

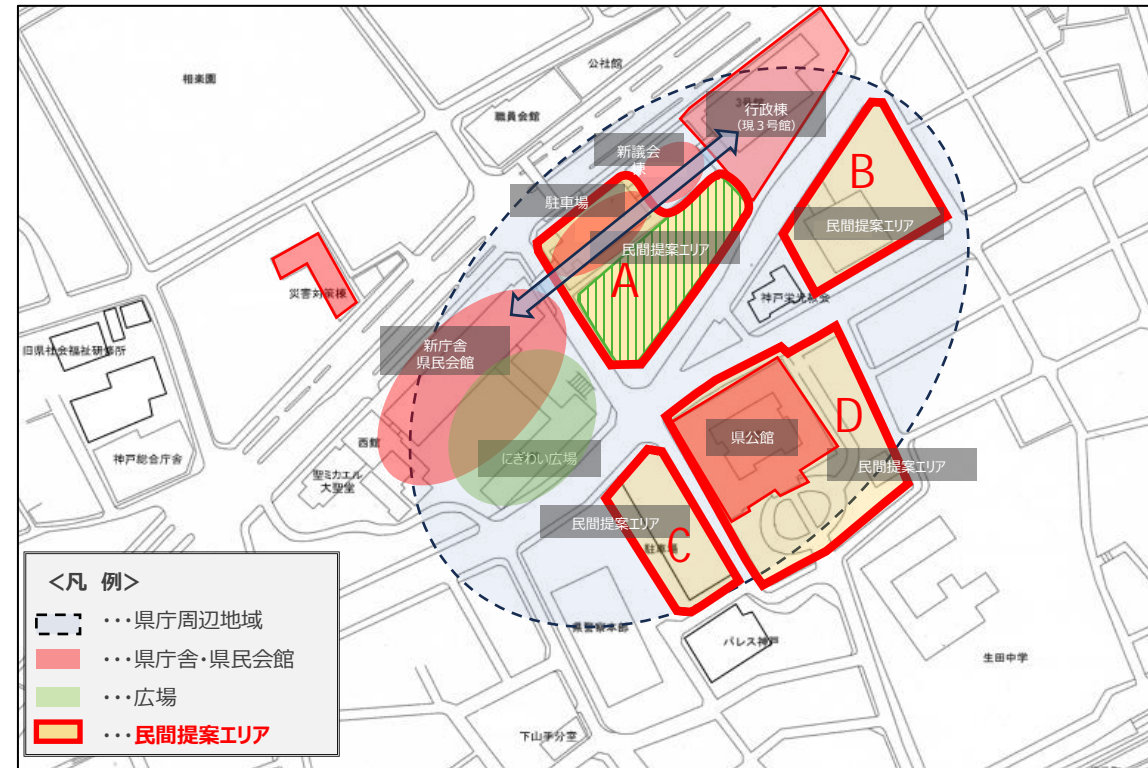
基本計画の熟度を高めるとともに、今後の事業募集等の参考とするため、公募型の民間事業者サウンディング調査を実施

【主なヒアリング項目】

- ✓ 活用案 : 導入機能、施設規模、駐車場計画 等
- ✓ 事業スキーム : 定期借地・売却、活用敷地の範囲 等
- ✓ にぎわいづくり : 新庁舎との連携手法、公共空間の高質な維持管理やエリアブランディングの向上方策 等

【主な条件 (想定)】

区分	敷地面積	主な条件(想定)
A 2号館	約5,600㎡	定期借地 (30年以内)
B 旧県民会館	約3,700㎡	—
C 県警東側駐車場	約2,400㎡	定期借地 (30年以内)
D 県公館 (本館除く)	約9,000㎡	財産貸付等



【応募企業 (令和7年12月に公募の上、令和8年3月に各者ヒアリングを実施)】

9者 (不動産・建設 5者、その他 (卸売・小売、エネルギー、金融) 4者)

【ヒアリング概要】

次ページのとおり

今後、当該調査結果を踏まえつつ、委託事業者と連携して、個別事業者への詳細なニーズ調査等を行いながら、公募条件等を検討していく。



1. 新庁舎等整備の推進 (2) 基本計画の検討

民間事業者サウンディング(R7実施)

【提案概要 (主なもの)】

<各エリアの活用案>

- 静かなにぎわいが期待できる小規模な商業施設が現実的
- モトキタエリアは、ラボや新技術のショーケース化、スタートアップ支援等によりエリアの目的化を図るべき
- 三宮と比較して、ホテルやオフィスの需要は低い
- 滞在そのものが目的となる形態のホテルであれば、ニーズはある可能性
- 大学の都心回帰の流れがあるなかで、学校等の環境としては良い
- 住宅機能も含め柔軟な用途設定をお願いしたい (企業研修や国際交流のための長期滞在型レジデンス等、交流が生まれる住宅機能は提案を可とする等、柔軟に対応してもらいたい)
- 企業の本社ビル、ホテル、高品質スーパー等が入居する複合施設を誘致できる可能性あり
- 自社ビルを整備できる場所を求めている一定規模の企業はある

<事業スキーム>

- 定期借地の場合は、20～30年では採算が取れず、40～50年程度が必要
- 定期借地期間は、木造で10年、プレバで20年、RCであれば30年超は必要。ホテル等になると50年以上が必要
- 新庁舎を含む周辺民間施設を一体的に整備する前提で、D B O (又はP F I) 方式で発注すると、コスト縮減やスケールメリットが期待でき、参入の可能性はある

<公募条件等>

- 民間のにぎわい施設を先行しての整備は投資判断として難しい。核となる新庁舎ができるタイミングを見据えた公募が必要
- 敷地活用を公募する場合、既存建物は県で撤去まで行ってほしい (撤去を民間企業が行うのはリスクが高い)
- 公募条件発表から公募まではできるだけ長く時間 (最低でも半年間) が欲しい
- 全てのエリアの一体的な公募を求める
- 全エリア一括公募はハードルが高く、敷地毎の公募の方が参画しやすい
- 導入機能として「文化」「芸術」などの具体的なコンセプトが示されれば、参画の検討が可能

1. 新庁舎等整備の推進 (2) 基本計画の検討

庁内PTによる検討状況

- 庁内の若手職員を中心として、「①執務環境PT」「②情報発信・県民交流機能PT」の2つのプロジェクトチームを発足。「①執務環境PT」では、新しい働き方を実現する執務スペースのあり方について、「②情報発信・県民交流機能PT」では、県政情報の発信・五国の魅力発信・県民等の利用に配慮したエントランスのあり方について、それぞれ議論を開始。
- 県民交流機能については、専門者会議を補完する専門部会で関係者にホール・ギャラリー等の使い方等のヒアリングを実施予定。
⇒ これらの議論を踏まえ、執務フロアやロビーフロア等、代表的なフロアの平面計画（案）を作成し、第2回の専門者会議に提示予定
- 加えて、新議会棟の整備については、県議会において設置されている「新議会棟整備協議会」での議論を踏まえ、詳細を検討していく。

【執務環境PT（オフィス空間のあり方）】



※第1回PT実施状況（5/19）

【情報発信・県民交流機能PT（エントランス機能の検討）】



※第1回PT実施状況（4/27）

1. 新庁舎等整備の推進 (2) 基本計画の検討

公館敷地におけるにぎわい機能の誘致 (実証実験)

【趣 旨】

公館敷地を県民に憩いの場として提供するため、公館開放日（毎月第2・第4土曜）に飲食等の集客機能の誘致を行う（公館にぎわい機能誘致に係る実証実験）。

【進め方】

<第1ステップ°（実証実験）>

公館開放日に敷地内でキッチンカーや飲食・物販ブースを広く公募
（公募期間：R8.7下旬～R8.11下旬（計8回））

※広く参加を求めるため、実証実験期間中は無償貸付（アンケート等の協力を求める）



【県主催事業（R6.11 南兵庫流域祭）でのにぎわい事業】

<その他公館敷地内でのイベント例>

- 建築士による公館ガイドツアー（4月28日）
- いけばな展（6月第4土曜・日曜日）
- 公館ウェディング（10月第2土曜日）
- お茶会
- ファーマーズマーケット



<第2ステップ°（民間公募（R9年度想定）による公館敷地利活用）>

実証実験の結果を踏まえ、公募によりカフェ・レストラン等を誘致

1. 新庁舎等整備の推進 (2) 基本計画の検討

県庁敷地におけるにぎわい機能の誘致 (アンケートの実施)

【趣 旨】 にぎわい機能誘致に向けた具体的な検討を行うため、必要とされる機能やニーズについて把握するためのアンケートを実施。

【アンケート内容】

① 県職員向けアンケート (6月)

平日、最もにぎわい機能 (飲食) の利活用ニーズが想定される 県職員向け に実施

＜主なアンケート項目＞ 昼食状況 (外食・内食、単価、スペース)、新庁舎に求める飲食・購買機能 等

＜実施方法＞ 庁内向けサイトで実施

② 一般住民向けアンケート (6月～10月ごろまで)

周辺住民及び来街者におけるにぎわい機能への期待・ニーズを把握するため、

地域住民に加え、神戸市内外の方に幅広くアンケートを実施

＜主なアンケート項目＞

県庁周辺エリアにおいて整備を望む機能・スペース 等
(カフェ、コワーキングスペース、フィットネス、広場など)

＜実施方法＞

地元関係者への配付に加え、県主催イベントでの配布、県内公共施設での設置等により幅広く周知の上で実施



▶ アンケート回答 (二次元コード)



お手持ちの携帯電話等で読み込んで回答ください。

2. 暫定的な本庁舎再編

新庁舎が整備されるまでの間、耐震性が不足する県庁1・2号館で勤務する職員の**早期の安全確保の観点から、暫定的な本庁舎再編を実施**

(1) 建物ごとの配置部局

① 県有施設等

庁舎名	3号館 (4,900㎡)	生田庁舎 (3,420㎡)	その他 県有施設等 (3,810㎡)		
配置部局	総務部※、企画部※、財務部※、 <u>環境部</u> (水大気課一部)、 <u>出納局</u> ※、 <u>議会事務局</u> ※一部は別の建物に移転	土木部、総務部(市町振興課、教育課)、収用委員会	【公館】 <u>総務部</u> (儀典室) 【職員会館】 総務部(職員課・互助会)	【災害対策センター】 <u>危機管理部</u> 【東灘庁舎】 <u>教育委員会事務局</u>	【中山手庁舎】 人事委員会事務局、 労働委員会事務局

※下線部局は現状のまま(教育委員会は先行し庁舎移転済)

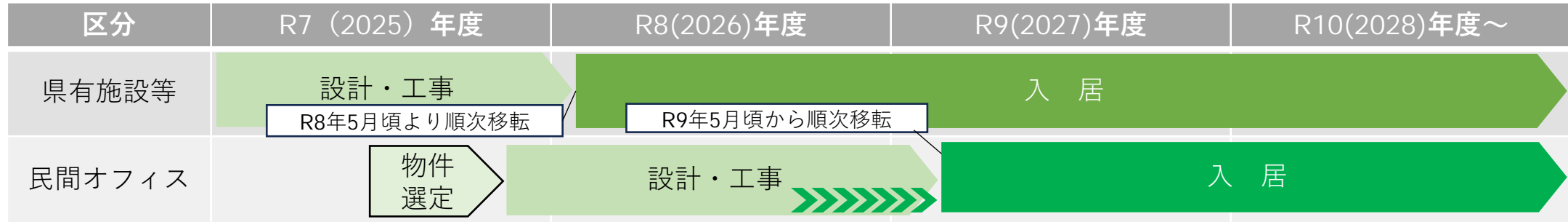
② 民間オフィスビル

物件名	三宮国際ビル (約2,000㎡)	NTTドコモビジネス神戸大開ビル (約2,000㎡)	六甲アイランドビル (約10,000㎡)	神戸ファッションマート (約1,000㎡)	
所在地	中央区浜辺通2-1-30 (三宮駅徒歩12分)	兵庫区大開通3-1-27 (新開地駅徒歩5分)	東灘区向洋町中2-10 (アイランドセンター駅徒歩3分)	東灘区向洋町中6-9 (アイランドセンター駅徒歩1分)	
配置部局	企画部(統計課)、 保健医療部	福祉部	県民生活部、産業労働部、農林水産部、 環境部(水大気課一部除く)、まちづくり部、 企業庁、病院局、出納局(工事検査室)	教育委員会事務局 (福利厚生課等) ※R7.12月移転済	財務部(税務課) 監査委員事務局
職員数	258人	254人	1,197人	112人	

※職員数はR6.4.1時点

2. 暫定的な本庁舎再編

(2) 全体スケジュール



※一部部局はR8年秋頃に先行移転

(3) 今年度の移転スケジュール

	移転部局	移転先
5月～6月	共用部（会議室、サテライトオフィス等）	3号館・生田庁舎・公館
7月～8月	総務部、企画部、財務部、出納局	3号館
9月上旬	総務部（市町振興課、教育課）	生田庁舎
11月上旬	人事委、労働委	中山手庁舎
11月中旬～下旬	保健医療部、企画部（統計課）	三宮国際ビル
11月下旬～12月	土木部、収用委	生田庁舎

【移転スケジュールの考え方】

- ・原則として土・日・祝日に実施
- ・県議会開催期間中は、原則として移転を実施しない
- ・出納整理期間（4～5月）、河川の出水期（10月まで）も考慮

2. 暫定的な本庁舎再編

(4) 庁舎分散時の課題への対応

- 暫定的な庁舎再編による業務上の課題は、各部局からの意見等を踏まえ、課題を把握・整理
- 課題の対応に当たっては、関係課を設定し、それぞれのチームに分かれて検討（現行は50を超えるチームを設定）
- 各チームで議論した内容は、庁内ワーキンググループ会議で、各チームから報告し、相互の検討内容を調整・情報共有

《チーム例（暫定的な庁舎再編における課題に対応するため、課題毎にチームを作り、解決方法を検討）》

チーム	関係課	主な検討事項
移転部局レイアウト	新庁舎企画課、各部総務課	ゾーニング・レイアウトの検討 等
会議室予約システム	管財課、デジタル改革課、県政改革課、各部総務課	機能、運用方法の検討 等
庁舎管理	管財課、各部総務課	民間ビル等での対応、効果的効率的な庁舎管理のあり方の検討 等
会計・出納事務	会計課、物品管理課、各部総務課 等	資金前途の受け取り方法、キャッシュレス端末の増設の検討 等
共有複合機のあり方	総務部・財務部総務課、デジタル改革課、県政改革課、物品管理課	複合機の共有化、仕様の検討 等
ペーパーレス・ストックスの更なる推進	県政改革課、法務文書課、デジタル改革課、各部総務課	新しい働き方への対応（新庁舎整備も踏まえて検討）
横断的危機事案発生時の対応	災害対策課、各部総務課 等	対策本部会議等の運営（分散型庁舎を踏まえて）

2. 暫定的な本庁舎再編

(参考)県庁3号館と暫定移転先民間ビルとの位置

